

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十六号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の五の次に次の一条を加える。

（自動車取得税の非課税に係る路線）

第十四条の六 法附則第十二条の二の二第一項に規定する条例で定める路線は、国が地域公共交通の確保及び維持のために交付する車両購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスが運行されている路線で、かつ、知事が地域住民の生活に必要な路線に係る一般乗合用のバスの運行の確保を図るために交付する補助金の対象である路線とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第十四条の六の規定は、平成二十三年七月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。